

平成23年度 業務報告



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「①食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。②検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念の下に役職員一同高い使命感を持って、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

このような中、平成23年度においても、肥料、農薬、飼料といった生産資材における安全等の確保や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、的確に実施しました。また、平成23年3月11日東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子炉由来の放射性物質の汚染が広がりを見せる中、農林水産省の指示を受け、飼料作物等における放射性物質のモニタリング体制を緊急に整備し、汚染状況調査に取り組みました。さらに、その後の農林水産省の指示により、配合飼料、汚泥肥料、堆肥等の放射性物質の調査を実施しております。

平成23年度は第3期中期目標期間の初年度でもあり、今まで以上により効率的かつ効果的に業務を推進した結果、年度計画をほぼ達成することができ、農林水産省独立行政法人評価委員会において総合評価でA評価をいただきました。

本書は、FAMICの平成23年度の業務実績全体を整理したものであり、本書を通じて関係者みなさまのお役にたてば幸いです。

平成24年12月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭

目 次

はしがき

I 総説

1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額	2
4	役員	2
5	常勤職員数	2
6	沿革	3
7	設立根拠法	4
8	主務大臣	4
9	組織図	4

II 業務の内容及び実績

1	平成23年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要	6
2	肥料関係業務	
(1)	肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査	8
(2)	肥料の立入検査	9
(3)	肥料公定規格の設定等に関する調査	10
(4)	大臣等確認検査	10
(5)	「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導	11
(6)	放射性物質の測定対応	11
3	農薬関係業務	
(1)	農薬の登録検査	12
(2)	農薬GLP制度に基づく査察	12
(3)	農薬の立入検査	13
(4)	農薬の適正使用に係る農産物の残留状況分析	13
(参考)	平成23農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ	14
4	飼料及び飼料添加物関係業務	
(1)	飼料安全法に基づく立入検査	18
(2)	ペットフード安全法に基づく立入検査	19
(3)	特定添加物の検定に関する業務	20
(4)	登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導	21
(5)	飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等	21
(6)	抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査	22
(7)	大臣等確認検査	22
(8)	モニタリング検査	23
(9)	放射性物質の測定対応	23

5	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	24
6	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	
(1)	食品表示の監視	25
(2)	登録認定機関、認定事業者等に対する調査等	27
(3)	農林物資等の立入検査等	29
(4)	JAS規格の見直し等	30
7	リスク管理に資するための有害物質の分析業務	32
8	国際関係業務	
(1)	ISOの国内審議団体としての活動	33
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	33
(3)	農林物資の品質等に関する国際食品規格(Codex)への対応	34
(4)	国際協力	34
(5)	OIEコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する 情報収集・発信	34
9	カルタヘナ担保法関係業務	35
10	依頼検査	35
11	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	
(1)	プロジェクトチームの設置	36
(2)	緊急時の対応	36
12	情報提供業務	
(1)	ホームページ、メールマガジン、広報誌	37
(2)	相談業務	37
(3)	講習会・研修会	38
13	調査研究業務	39

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。

エ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査

イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

ウ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査

エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去

オ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取

カ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査

キ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部：小平市鈴木町2-772
横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

3 資本金の総額及び政府の出資額 (単位：百万円)

項目	年度
	平成23年度
政府出資金	10,354
その他出資金	—
資本金合計	10,354

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成24年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	吉羽 雅昭	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	
理事	竹原 敏郎 角谷 徳道 曾根 一人	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで	総合調整・肥飼料検査 評価・食品等検査 農薬検査
監事	倉橋 一博 碓井憲男(非常勤)	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで	

5 常勤職員数

657人 (平成24年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1899		<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料取締法」制定(明治32年) ・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始(明治32年) ・肥料検査所の設置(昭和22年) 	
1947			<ul style="list-style-type: none"> ・農林省農薬検査所設置(昭和22年・北区西ヶ原) ・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始(昭和23年) ・北多摩郡小平町(現小平市)に生物課が移転(昭和23年)。(以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了)
1948	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出品取締法」制定(昭和23年) 		
1949	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始(昭和24年) 		
1950		<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料取締法」全面改正(昭和25年) 	
1951	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる(昭和26年) 		
1953		<ul style="list-style-type: none"> ・「飼料の品質の改善に関する法律」制定(昭和28年) ・畜産局飼料課分室(分析機関)を設置(昭和28年) ・飼料検査業務を開始(昭和29年) 	
1954			
1957	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」制定(昭和32年) 		
1960		<ul style="list-style-type: none"> ・飼料検査所を設置(昭和35年) ・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥料検査所となる(昭和38年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正(昭和38年)
1963			
1970	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に改正され、JAS業務が主体になる(昭和45年) 		
1971			<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正(昭和46年)
1972	<ul style="list-style-type: none"> ・農林規格検査所と改称(昭和47年) 		
1975		<ul style="list-style-type: none"> ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」に改正(昭和50年) 	
1976	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を設置(昭和51年) 		
1980	<ul style="list-style-type: none"> ・生糸検査所を統合(昭和55年) 		
1982	<ul style="list-style-type: none"> ・企業相談窓口を設置(昭和57年) 		
1984			<ul style="list-style-type: none"> ・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始(昭和59年)
1985		<ul style="list-style-type: none"> ・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始(昭和60年) 	
1990	<ul style="list-style-type: none"> ・微量物質等の分析業務を開始(平成2年) 		
1991	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産消費技術センターに改組(平成3年) 		
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出検査法」廃止(平成9年) 		
1999		<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正(平成11年) ・「独立行政法人肥料検査所法」制定(平成11年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農薬検査所法」制定(平成11年)
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農林水産消費技術センター法(センター法)」制定(平成11年) ・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年) 		
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) ・B S E 特別措置法制定(平成14年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) ・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正(平成14, 15年)
2002			
2003		<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正(平成15年) 	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行(平成16年) 		
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年) 		
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月) 		
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」制定(平成20年) 		
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・「J A S 法」改正、原産地表示の偽装に対する直罰規定導入(5月)、消費者庁設置に伴う J A S 法改正(9月)(平成21年) 		

7 設立根拠法

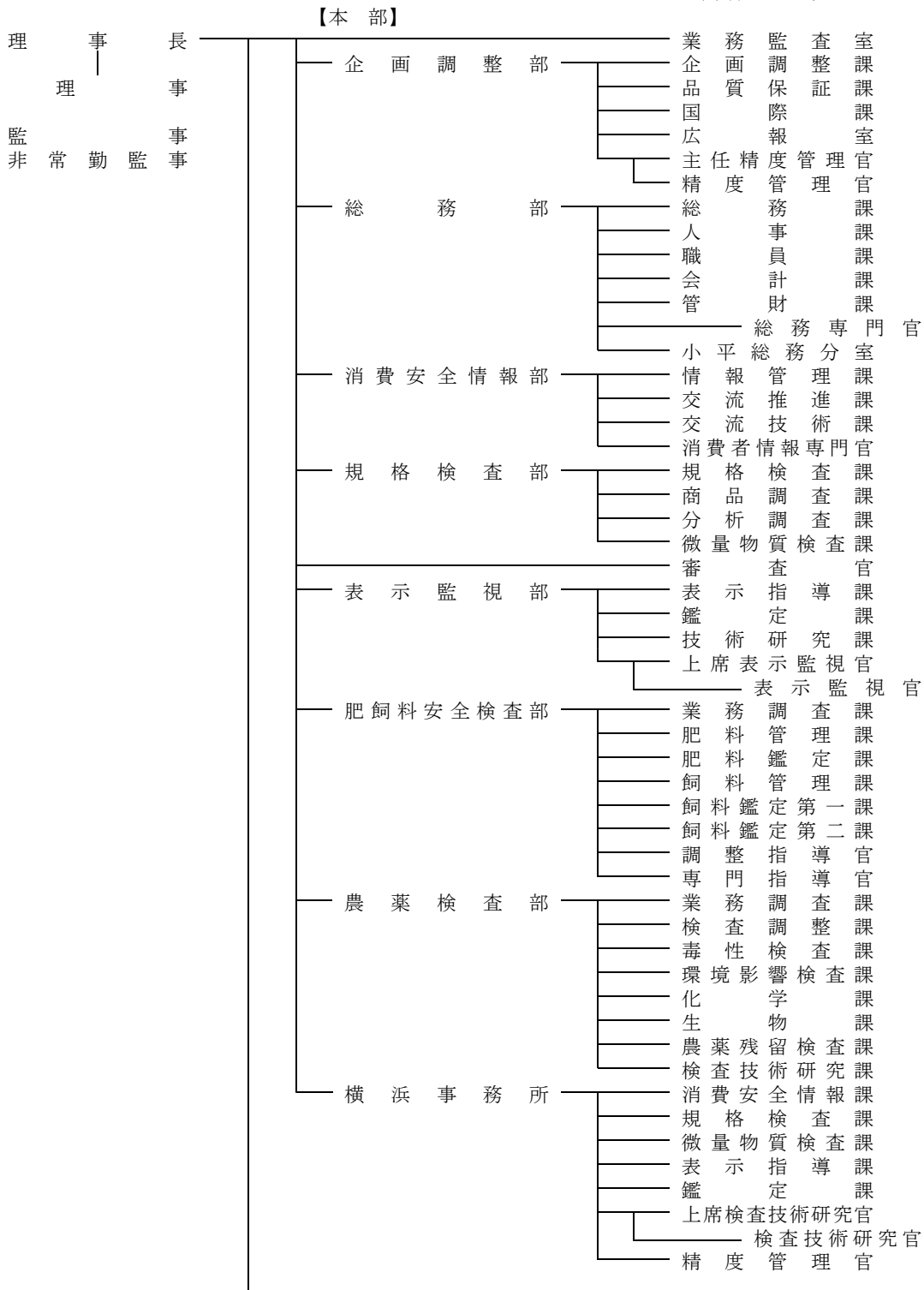
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

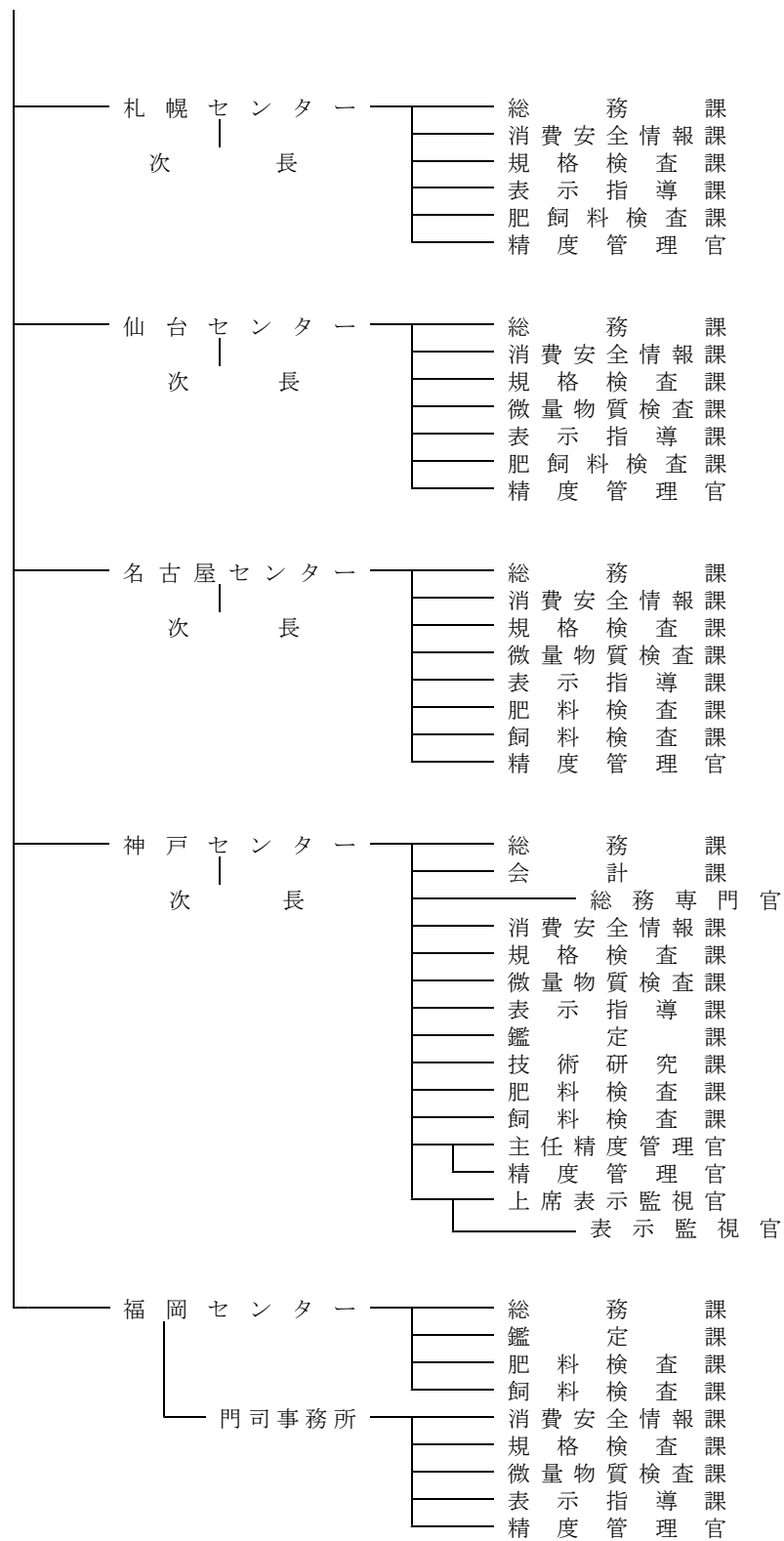
8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

（平成24年3月31日現在）





II 業務の内容及び実績

1 平成23年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要

平成23年度においても、FAMICでは肥料、農薬、飼料といった生産資材における安全性等の確保に関する業務や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、業務の的確な実施に努めました。その中で特徴的な取組と成果は以下のとおりです。

- ① 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染が、牧草等を経由して広まることを防ぐため、農林水産省の指示の下、一次補正予算によりゲルマニウム半導体検出器の整備を行い、通常の業務体制を変更して、最優先の業務として牧草や牧草地土壌等の放射能汚染状況調査に取り組み、農林水産省に報告しました。その後、農林水産省の指示により、さらに配合飼料、汚泥肥料、堆肥等に調査対象範囲を広げて実施しました。
- ② その一方で東日本大震災の発生に伴い、食品表示監視業務においては、岩手、宮城、福島の3県において検査品の買い上げを見合わせましたが、状況の回復に応じて検査品の買い上げを開始し、計画どおり検査を実施しました。
また、肥料・飼料の立入検査については、東北地方太平洋沿岸を中心に事業場が大きな被害を受けたため、仙台センター管内の立入検査を見合わせ、肥料は7月から、飼料は10月からそれぞれ検査を開始しました。
- ③ JAS規格の制定又は確認等については、その手続きの透明性を確保する観点から、平成22年7月にJAS法施行規則が改正され農林水産大臣が「日本農林規格の制定等に関する計画」を作成し、農林水産大臣が要件に該当する法人に規格調査の実施を指示し、また、要件に該当する合議体に制定又は確認等の原案の作成を行わせることとなりました。この改正に基づき平成23年8月に農林水産大臣が作成した「日本農林規格の制定等に関する計画」が公表され、FAMICでは、この計画に従って、農林水産大臣から規格調査の実施の指示を受けた農林物資について、調査を実施しその報告書を農林水産大臣に提出するとともに、原案作成委員会の事務局として原案作成委員会を設置し原案を農林水産大臣に提出しました。
- ④ 分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制を構築するため、手順書の作成など試験所認定の取得に向けて必要な作業に着手しました。
- ⑤ 農薬の登録申請に伴って提出される試験成績について、今後英文による試験成績の受入れを行う予定であることから、英文による試験成績を直接用いた登録検査が可能となるよう検査職員の技術力向上を図りました。

また、平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」への対応として、メールマガジンを活用した調達情報の提供を開始して、応札業者の拡大に努めるとともに、契約監視委員会において、契約状況の点検・見直しについて審議及びフォローアップを行いました。

平成22年11月26日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された主要な事務及び事業の改廃に関する「勧告の方向性」及び平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応として、検査手数料の見直しや主催講習の有料化、国民生活センターの商品テスト事業に係る協定の締結及び情報提供業務の縮減に取り組みました。また、資産・運営等の見直しに関し、不要財産の売却額を国庫に返納しました。

なお、堺ほ場の国庫返納については、堺ほ場の廃止とそれに伴い生じる不要財産の国庫返納に向けた財務省担当部局等との連絡調整や必要な調査並びに事前作業等を行いました。また、門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、検討委員会を設置し、移転・統合の基本的な方針や所要経費、スケジュール等について検討を行うとともに、24年度予算において福岡センター改修に係る施設整備費を措置しました。

さらに、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、FAMICについては、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人である行政執行法人と位置づけられ、当該基本方針に基づき、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正法案と併せ、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法改正法案を含む独立行政法人通則法の一部改正に伴う整備法案が平成24年5月11日に閣議決定され、平成24年通常国会に提出されました。

これらの指摘等を反映し、FAMICは、「肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の安全確保、食品表示の適正化を図るための農林水産行政施策に技術的側面から貢献する」使命を果たすため、これまで以上に業務運営の効率性と質の向上を図り、高い使命感と倫理観を持つて的確に業務を遂行することとしています。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならないとされています。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、FAMICは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載内容及び肥料の見本について次の調査を行っています。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類（公定規格への適合及び安全の確保）、肥料の名称の妥当性及び保証成分量（主要成分の含有量）等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分について見本に添付されている分析データの確認を行い、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植物に対する有害性（以下「植害」という。）の有無等の確認を行っています。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書の記載内容について、主成分の含有量及び効果その他の品質に関する事項、肥料の名称の妥当性に関する事項、植害の有無に関する事項等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分について見本に添付されている分析データや分析方法の妥当性等に関する確認や、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植害の有無等の確認を行っています。なお、仮登録された肥料については、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っています。

平成23年度は、1,163件の登録申請に係る調査を行いました。仮登録申請はありませんでした。

表2-1 登録申請件数等

区 分 \ 年 度	平成23年度
登録申請件数	1,163
仮登録申請件数	0

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っています。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、立入検査時における現地指導を行うほか、BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止対策に関する違反などについては、改善のための諭示を行い確実な実行を確保する等所要の指導を行っています。

立入検査した際に収去した肥料については、分析・鑑定等を行い、その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ講評（品質管理に関する評価結果及び分析結果の合否等の通知）を行うとともに、農林水産省に検査結果を報告し、農林水産省が検査の概要を公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っています。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、保証票検査、包装容器の表示、品質管理の実施の有無に関する検査等を実施しています。

また、重金属含有のおそれが高い汚泥肥料にあつては品質管理を行うことが重要であることから重金属管理手引書が農林水産省から発出されており、その普及に努めています。

さらに、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、事業場の品質管理状況の調査や輸入肥料を主体とした原料肥料の重金属等の有害成分含有量等の調査を行い必要な情報を農林水産省へ提供しています。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について成分分析を行っています。また、必要に応じ、異物の混入、使用原料、表示物質、化学組成等を確認するために鑑定を行うこととしています。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行うこととしています。

平成23年度は、404事業場に立入検査を実施し、365点の肥料又は肥料原料を収去しました。検査の結果、35点が不合格でした。

表2-2 立入検査件数・収去・分析等点数

区分	年度	平成23年度
立入検査事業場数		404
収去点数		365
	うち不合格点数（不合格率%）	35（9.6）
	うち有害成分の基準値超過	0
原料肥料の有害成分含有量等検査点数		289

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

FAMICでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っています。

ア 仮登録肥料の公定規格設定に関する調査

仮登録肥料について肥効試験を行い、農林水産大臣に報告しています。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの要望に対して技術的助言を行い、公定規格等の改正に関する申出書を受理するとともに、その内容を技術的に調査し、改正の対処案等の意見を付して、農林水産省へ報告しています。

平成23年度は、アの仮登録肥料の公定規格設定に関する調査を1件、イの公定規格等の改正に関する申し出の調査を1件実施しました。

表2-3 肥料公定規格の設定等に関する調査件数

区 分 \ 年 度	平成23年度
仮登録肥料の公定規格設定に関する調査件数	1
公定規格等改正申し出処理件数	1

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため製造・出荷が停止された肥料について、安全性に関する措置が確保されると確認されたものについて、製造・出荷の停止が解除されています。このうち肉骨粉等については、牛のせき柱等が混合しない工程で製造していることの確認（農林水産大臣の確認検査）、肥料原料として使用できる肉骨粉等の製造基準に適合していることの確認（FAMIC理事長の確認検査）により解除を行うこととなっています。

平成23年度は、大臣確認検査3件、理事長確認検査44件を実施しました。

表2-4 大臣等確認検査実績

区 分 \ 年 度	平成23年度
大臣確認検査件数（注1）	3
理事長確認検査件数（注2）	44

注1 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

(5) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導

安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及するため、農林水産省と連携しつつ、以下について取り組んでいます。

ア 汚泥肥料生産業者に対する普及・指導

イ 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の改良に資する調査

平成23年度は、汚泥肥料生産業者に対して「肥料品質管理実務者講習会」を各地域センター毎に実施するとともに、汚泥肥料の生産事業場の立入検査時に、品質管理等の普及・指導を行いました。

また、生産業者における「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を用いた品質管理状況について、汚泥肥料生産事業場への立入検査時に調査するとともに、「肥料品質管理実務者講習会」でアンケート調査を行い、手引書の改良点の抽出を行いました。

表2-5 汚泥肥料の重金属手引書の普及・指導実績

区分	年 度	平成23年度
	肥料品質管理実務者講習会の実施件数	7
	汚泥肥料生産事業場立入検査件数	277

(6) 放射性物質の測定対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、農林水産省の指示の下、牛ふん堆肥や土壌改良資材等5,752件の放射性物質測定を行いました。

表2-6 肥料等の放射性物質測定実績

区 分	測定試料数
たい肥（牛ふん堆肥）	5,696
土壌改良資材（木炭、雑草チップ）	12
汚泥肥料	44
合 計	5,752

3 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、適用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告しています。

ア 平成23年度の検査状況

平成23年度に検査を終了したものは表3-1のとおりでした。

この他、1, 297件の農薬について再登録に係る検査を行いました。

表3-1 農薬登録検査報告件数

分類	指示件数(注1) (当年度+継続分)	検査報告件数
基準必要(注2)	594	133
上記以外	2,041	1,358

注1 指示件数：前年度から検査を継続し、平成23年4月1日時点での検査未了農薬を含む。

注2 基準必要：農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬。

イ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置しています。平成23年度においては、微生物農薬検討会を1回、農薬使用時安全性検討会を3回開催しました。

(2) 農薬G L P制度に基づく査察

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からG L P (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられています。G L P制度とは、試験成績の信頼性を確保することを目的とした試験施設に対する監査制度で、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管に対する査察を行っています。査察の対象とする試験範囲は、以下の62項目となっています。

- ・ 毒性試験（急性毒性、慢性毒性、発がん性など）【毒性】 32項目
- ・ 物理的・化学的性状試験（蒸気圧、溶解度、土壌吸着など）【物化性】 15項目
- ・ 水産動植物への影響試験（魚類、ミジンコ類、藻類）【水生】 10項目
- ・ 生体内等運命試験（動物、植物、土壌、水）【運命】 4項目
- ・ 農作物への残留性試験（乳汁への移行試験を除く）【作残】 1項目

平成23年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった23試験施設について実施しました。

表3-2 G L P試験施設査察実施状況

査察実施試験施設数					
総施設数	適用対象試験分野内訳				
	毒性	物化性	水生	運命	作残
23	8	7	2	2	10

(3) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っています。

平成23年度においては、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に27都道府県下の延べ80製造場について立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、23点の農薬を集取し、品質、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行いました。なお、この23点のうち年度内に農林水産大臣に報告した点数は4点、24年度に継続しているものは19点です。

表3-3 製造場に対する立入検査状況（平成23年4月～平成24年3月）

立入検査実施都道府県数	立入検査件数	集取農薬数
27	80	23

(4) 農薬の適正使用に係る農産物の残留状況分析

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき農産物中の残留農薬の分析を行っています。

平成23年度においては、野菜・果実1,039件、米穀51件、麦類50件及び大豆50件についての分析を行い、分析結果は農林水産省に迅速に報告しました。

表3-4 農産物の残留農薬分析件数

	分析件数
野菜・果実	1,039
米穀	51
麦類	50
大豆	50

(参考) 平成23農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成23農薬年度（平成22年10月1日～平成23年9月30日）に登録された農薬は2,831件で、その内訳は新規登録182件、再登録1,223件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録（適用拡大等）1,426件でした。前農薬年度に比べると、新規登録は減少、再登録はやや減少しましたが、事項変更登録は増加となりました。

新規登録された化合物は12（殺虫剤5、除草剤6、植物成長調整剤1）であり、これらの新規化合物を含む農薬は31種類（殺虫剤5、殺虫殺菌剤1、除草剤24、植物成長調整剤1）、40銘柄が登録されました。既登録化合物（生物農薬を含む。以下同じ。）の農薬は121種類（殺虫剤17、殺菌剤18、殺虫殺菌剤27、除草剤41、農薬肥料9、植物成長調整剤4、その他5）、142銘柄が新たに登録されました。これら121種類の農薬を既登録剤と同一剤型であるかどうか等の観点から類別すると、新剤型21種類、新混合剤36種類、新製剤21種類、既製剤43種類でした。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤26件（14.3%）、殺菌剤20件（11.0%）、殺虫殺菌剤33件（18.1%）、除草剤83件（45.6%）、農薬肥料9件（4.9%）、植物成長調整剤5件（2.7%）、その他6件（3.3%）でした。（表3-5及び表3-6参照）

表3-5 農薬年度別登録件数

農薬年度 種類	19	20	21	22	23
新規登録	223 (100.0)	239 (100.0)	217 (100.0)	315 (100.0)	182(100.0)
殺虫剤	69 (30.9)	49 (20.5)	47 (21.7)	67 (21.3)	26(14.3)
殺菌剤	50 (22.4)	40 (16.7)	36 (16.6)	51 (16.2)	20(11.0)
殺虫殺菌剤	29 (13.0)	43 (18.0)	26 (12.0)	42 (13.3)	33(18.1)
除草剤	66 (29.6)	96 (40.2)	93 (42.8)	135 (42.9)	83(45.6)
農薬肥料	2 (0.9)	7 (2.9)	4 (1.8)	8 (2.5)	9(4.9)
殺そ剤	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	0(0.0)
植物成長調整剤	4 (1.8)	0 (0.0)	6 (2.8)	1 (0.3)	5(2.7)
その他	3 (1.3)	4 (1.7)	5 (2.3)	10 (3.2)	6(3.3)
再登録	1,236	1,211	1,285	1,283	1,223
計	1,459	1,450	1,502	1,598	1,405
登録事項変更登録	1,817	1,366	1,307	1,295	1,426

注 平成23年9月末日現在 有効登録件数4,450件

- ・平成21、22、23農薬年度の3ヶ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ヶ年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・（ ）内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

表3-6 新規登録農薬の内訳

A 含有する有効成分数別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	21	12	0	31	9	5	4	82
2種混合剤	5	6	7	24	0	0	0	42
3種混合剤	0	2	21	20	0	0	2	45
4種混合剤	0	0	5	8	0	0	0	13
5種混合剤	0	0	0	0	0	0	0	0
計	26	20	33	83	9	5	6	182

B 類別登録件数

(種類数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
新規化合物	5	0	1	24	0	1	0	31
新剤型	3	2	9	5	0	2	0	21
新混合剤	3	4	12	17	0	0	0	36
新製剤	5	4	3	7	0	1	1	21
既製剤	6	8	3	12	9	1	4	43
計	22	18	28	65	9	5	5	152

注 新 剤 型；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、剤型が既登録剤と異なる製剤。

新混合剤；既に登録を受けている農薬の有効成分を新たな組合せで、2種類以上混合した製剤。

新 製 剤；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、かつ剤型も同一であるが、有効成分含有量が既登録剤と異なる製剤。（「種類名」は既登録剤と同一となる。）

既 製 剤；既に登録を受けている農薬と有効成分、その成分含有量及び剤型が同一である製剤。

2 新規化合物の登録

平成23農薬年度には12種類の新規化合物が登録されました。これらの新規化合物の種類、有効成分の化学名等は表3-7のとおりです。

表3-7 平成23農薬年度に登録された新規化合物

区分	種類名	農薬名	新規化合物の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	ビ°リフルキナゾン	コルト顆粒水和剤	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒト°ロ-3-[(3-ビ°リジ°ルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン]	日本農薬	H22. 10. 20	水和剤(20%)	かんきつ(アフラムシ類他)他
	調合油(2成分)	サフオイル乳剤	サフラー油 綿実油	大塚アグリテクノ	H22. 10. 27	乳剤(97%)	野菜類(ハタニ類他)
	スピ°ネトラム(2成分)	テ°イアナWDG	スピ°ネトラムJ: (1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-テ°オキシ-3-0-エチル-2, 4-ジ°-0-エチル-2, 4-ジ°-0-メチル-α-L-マンノヒ°ラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジ°メチルアミノ)テトラヒト°ロ-6-メチルヒ°ラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ[10. 10. 0. 0 ^{2,10} . 0 ^{5,9}]ト°コサ-11-エン-13, 21-ジ°オン スピ°ネトラムL: (1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-テ°オキシ-3-0-エチル-2, 4-ジ°-0-メチル-α-L-マンノヒ°ラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジ°メチルアミノ)テトラヒト°ロ-6-メチルヒ°ラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4, 14-ジ°メチル-20オキシテトラシクロ[10. 10. 0. 0 ^{2,10} . 0 ^{5,9}]ト°コサ-11-ジ°エン-13, 21-ジ°オン	住友化学	H23. 3. 29	水和剤(25%)	りんご(キンモンホリカ°, 他)他
除草剤	S-メトラクロール	シハ°ッチ乳剤	(S)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリト°及び(R)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリト°	シンジ°エンタ	H22. 10. 13	乳剤(83. 7%)	日本芝(一年生雑草)他

区分	種類名	農薬名	新規化合物 の化学名	会社名	登録年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
除 草 剤	ビ°リミスルファ ン	ヘ°ストハ°ートナ -1キロ粒剤	(RS)-2'-[(4,6-ジ°メトキシ ビ°リミジ°ン-2-イル)(ヒト°ロキシ メチル)]-1,1-ジ°フルオロ-6'--(メ トキシメチル)メタンスルホンアニリト°	クマイイ化学	H22.11.9	粒剤(0.67%)	移植水稻(水 田一年生雑 草、他)
	フ°ロビ°リスル フロン	セ°ータワン1キロ 粒剤	1-(2-クロロ-6-フ°ロビ°ルイミタ° ゾ°[1,2-b]ヒ°リタ°ジ°ン-3-イ ルスルホニル)-3-(4,6-ジ°メトキシ ビ°リミジ°ン-2-イル)尿素	住友化学	H22.12.13	粒剤(0.90%)	移植水稻(水 田一年生雑 草、他)
	ケ°ルホシネート Pナトリウム塩	サ°クサ液剤	ナトリウム=L-ホモアラニン-4-イル(メ チル)ホスフィナート	Meiji Sei kaファルマ	H23.3.15	液剤(11.5%)	かんきつ(一 年生雑草、 他)他
	メタミホッ°	ク°ラスホッ°	(R)-2-[4-(6-クロロ-1,3- ベンゾ°オキサゾ°ール-2-イルオキシ) フェノキシ]-2'-フルオロ-N-メチル フ°ロビ°オンアニリト°	住商アグ°ロ	H23.4.4	乳剤(10%)	日本芝(一年 生イネ科雑草) 他
	ホラムスルフロン	トリヒ°ュートOD	(4,6-ジ°メトキシビ°リミジ°ン-2- イル)-3-[2-(ジ°メチルカルバ°モイ ル)-5-ホルムアミト°フェニルスルホ ニル]尿素	ハ°イエルクロッ フ°サイエンス	H23.4.7	水和剤(2.2%)	日本芝(一 年生雑草、 他)
植 調 剤	1-メチルシクロ フ°ロペ°ン	スマートフレッシュ くん蒸剤	1-メチルシクロフ°ロペ°ン	ローム・アント°・ ハース	H22.11.9	くん蒸剤 (3.3%)	りんご(収穫 果実の熟期 抑制)他

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料安全法に基づく立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等への立入検査を行い、飼料等の収去を行っています。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害物質が指導基準以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っています。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っています。

平成23年度は、530事業場に立入検査を実施し、802点の飼料等を収去しました。

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	平成23年度
検査箇所数		530
収去件数		802
うち不合格件数(不合格率(%))		0(0.0)
分析成分点数		5,422

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) ペットフード安全法に基づく立入検査

ペットフード安全法に基づく立入検査等については、平成21年12月から、農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、愛玩動物用飼料等の集取を行っています。

立入検査した際に集取した愛玩動物用飼料及びその原料については分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において愛玩動物用飼料及びその原料、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 集取品の分析

集取した愛玩動物用飼料について、規格に適合しているか等について分析を行っています。

平成23年度は、67事業場に対して立入検査を実施し、38点の愛玩動物用飼料を集取しました。

表4-2 立入検査及び集取品の検査成績

区 分	年 度	平成23年度
検 査 箇 所 数		67
集 取 件 数		38
うち不合格件数 (不合格率 (%))		0
分 析 成 分 点 数		140

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(3) 特定添加物の検定に関する業務

飼料安全法において、特定添加物〔飼料添加物に指定されている抗生物質製剤：18種類〕については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す表示を付したものでなければ販売してはならないとされています。

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の製造業者及び輸入業者からの申請に基づき、特定添加物の製造又は輸入ロット毎に試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っています。

平成23年度は、特定添加物の検定を216件実施し、うち1件が不合格でした。

表4-3 特定添加物の検定実績

区 分	年 度	平成23年度
特定添加物の検定件数		216
うち不合格件数		1

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等（インド産落花生の油かす及び特定添加物）の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施しています。

平成23年度は、特定添加物の申請に対する調査を2件実施しました。

(4) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るための共通試料を用いた試験を実施するとともに、検定実績のある登録検定機関に対する調査を行い、それら登録検定機関の技術水準の確認及び必要な技術指導を行っています。

平成23年度は、登録検定機関の技術水準の確認試験を7機関13事業所に対して実施し、試験の結果、技術的指導を3件実施しました。

また、検定実績のある登録検定機関6機関12事業所に対する調査を各事業所1回実施しました。

表4-4 登録検定機関に対する確認試験数

区分 \ 年度	平成23年度
登録検定機関確認試験数 (うち指導件数)	13 (3)
登録検定機関調査件数	12

(5) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を要請に応じて行っています。

平成23年度は、農林水産省からの依頼により、穀類における放射性セシウム濃度の算出のための加工係数設定の根拠とするため放射性セシウムの測定を行いました。

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）の適用対象試験に対する飼料添加物G L P 査察を実施しています。

平成23年度は、飼料添加物G L P 査察結果を1件報告しました。

(6) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場について、ガイドラインへの適合状況の確認検査を行っています。

平成23年度は、配合飼料等製造事業場72ヵ所に対して抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を実施しました。

表4-5 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分 \ 年度	平成23年度
配合飼料事業場	62
飼料添加物事業場	10

(7) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、③動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、④輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び⑤肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っています。

平成23年度は、①～④の農林水産大臣の確認検査296件、⑤のFAMIC(センター)の確認検査44件を実施しました。

表4-6 大臣等確認検査数

区分 \ 年度	平成23年度
大臣確認検査(注1)	296
センター確認検査(注2)	44

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(8) モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施しています。

平成23年度は、2,871件のモニタリング検査を実施しました。

表4-7 モニタリング検査件数

区 分	年 度	平成23年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査		228
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査		1,925
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査		267
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定		451
合 計		2,871

(9) 放射性物質の測定対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、農林水産省の指示の下、地方自治体等他機関とも協力の上、飼料等1,099件中の放射性物質測定を行いました。

表4-8 飼料等の放射性物質測定実績

	測定試料数
牧草等定点調査	190
飼料モニタリング等	155
麦・米加工係数調査	179
稲わら汚染に係る緊急調査等	101
その他	474
合 計	1,099

5 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示についての指導及び集取を行っています。

集取品については本部において試験を実施し、品質表示内容の適合性を判定して、その結果について立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っています。講評の際、必要に応じて改善について指導を行い、表示の適正化を図っています。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施しています。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施しています。

平成23年度は、28事業場に立入検査を実施し、19点を集取し、検査の結果、6点が不合格でした。

表5 立入検査の実績

区 分	年 度	平成23年度
立 入 検 査 事 業 場 数		28
集 取 点 数		19
	うち不合格点数 (不合格率%)	6 (31.6)

注 不合格点数は検査の結果、不適合として農林水産省に報告したものの点数である。

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか等について、各種の成分分析、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等による食品表示の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）を、毎事業年度6,000件以上実施しています。

また、遺伝子組換えの表示対象食品にあっては、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては、分別生産流通管理（IPハンドリング）が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（以下「IP調査」という。）を行っています。

さらに、事業者間取引における食品表示の監視については、農林水産省が行う調査と連携して、検査を実施しています。

平成23年度は、食品表示の科学的検査を、合計6,127件実施しました。（表6-1）

検査の結果、疑義が認められたもの（生鮮食品65件、加工食品73件）について、農林水産省に報告しました。

表6-1 食品表示の科学的検査の件数

区 分	検査件数	農林水産省報告 件数
生鮮食品	1,148	65
加工食品	4,979	73
計	6,127	138

主な検査結果は、以下のとおりです。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,784件実施しました。（表6-2）

検査の結果、疑義が認められたもの等（生鮮食品60件、加工食品37件）について農林水産省に報告しました。

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して396件実施しました。（表6-3）

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等74件のうち、IP調査を67件行いました。IP調査の結果、不適切な管理が認められた案件はありませんでした。

なお、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等の件数とIP調査件数の相違は、現地調査の際に入手した製品等の検査結果であるため改めて調査を行う必要がなかったもの3件、産地疑義のため農林水産省へ情報回付したもの1件、調査継続中のもの3件です。

ウ 事業者間取引における検査

農政局地域センター等との連携調査において136件（生鮮食品77件、加工食品59件）を入手し、検査を実施しました。

また、疑義が認められたため行った立入検査等において加工食品18件を入手し、検査を実施しました。

エ 食品表示110番への対応

食品表示110番等を通じて寄せられた疑義情報159件について、農林水産省関係部局等に報告しました。

表6-2 食品の原産地表示（原料原産地表示含む）に関する検査件数（表6-1の内数）

品 目		検査件数
生鮮食品	黒大豆	40
	ネギ	105
	タマネギ	105
	カボチャ	98
	さといも	100
	マグロ	300
	アサリ	72
	シジミ	88
	マサバ	3
	アジ	8
加工食品	乾しいたけ	151
	梅漬物	21
	野菜冷凍食品（さといも）	10
	アジ・サバ加工品	150
	うなぎ加工品	202
	マダコ	92
	塩蔵わかめ	94
	コンブ	45
	うどん	60
	いりさや落花生	40
計		1,784

表6-3 遺伝子組換え食品の検査結果（表6-1の内数）

品 目		確認検査件数	IP調査実施件数
生鮮食品	大豆等	53	1
加工食品	大豆加工品	327	61
	とうもろこし加工品	16	5
計		396	67

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する調査等

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度です。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりです。

- ① 農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請します。
- ② 申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行います。
- ③ 認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができます。

ア 登録申請等に係る調査

農林水産省の指示により登録認定機関として、新規の登録又は登録の更新を申請する事業者並びに登録内容の変更の届出を行う事業者に対し、技術上の調査を実施しています。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC 17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行うもので、その結果を農林水産大臣に報告しています。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を実施しています。（以下、登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成23年度は、新規の登録申請5件、更新申請9件、登録内容の変更の届出390件に対応し、計404件（うち登録外国認定機関71件）の技術上の調査を実施しました。

表6-4 技術上の調査件数

区 分	新規申請	更新申請	変更届出	計
飲食料品	0	0	46	46
林産物	1	4	29	34
畳表及び生糸	0	1	5	6
地鶏肉、有機農産物等	2	3	274	279
生産情報公表牛肉等	2	1	36	39
計	5	9	390	404

注 平成22年度に調査の指示を受け、平成23年度に報告したものも含む。

イ 定期的調査・是正要求

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、以下により毎年1回の定期的調査を行っています。また、調査の結果、軽微な問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認しています。

- 事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査
- 認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場に立会って行う調査
- JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているかを確認するための検査

平成23年度は、登録認定機関等の定期的調査を、立会調査及び格付品検査の結果も踏まえ、125機関（144事業所）に対して実施し、調査の結果、軽微な問題点については現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた69機関に対しては文書による是正要求を行いました。（表6-5）

表6-5 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	調査実施機関数 【事業所調査数】	立会調査件数		JAS格付品検査 件数		
		是正要求	是正要求	是正要求	是正要求	
飲食料品	15【22】	5	93	4	184	2
林産物	11【18】	10	50	7	115	15
畳表及び生糸	4【4】	3	5	2	5	0
地鶏肉、有機農産物等	79【84】	47	263	27	396	12
生産情報公表牛肉等	16【16】	4	5	0	2	0
計	125【144】	69	416	40	702	29

注1 【 】内は、調査を実施した事業所数である。

注2 是正要求は、文書による是正要求を行った件数である。

ウ NOP基準に基づく認証機関に係る調査

平成20年5月に米国農務省は、我が国の有機JAS規格の認証の仕組が、米国で「有機」と表示するために必要な「米国国家有機計画の技術的基準」（NOP基準）に適合することを承認しました。これを受け、農林水産省と協力して、我が国でNOP基準を運用するための体制整備を行い、NOP基準に基づく認証機関の調査を行っています。

平成23年度は、変更の届出のあった8件について調査結果を農林水産省及び申請者へ報告しました。また、NOP認証機関の初回監査として2機関（2事業所）に対し、事業所調査、立会調査及び認証製品検査を行いました。

(3) 農林物資等の立入検査等

(1)の食品表示の科学的検査及び(2)のイの定期的調査・是正要求における調査の結果並びに食品表示110番等に寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者、登録認定機関及び認定事業者に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施しています。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行（協力調査）、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査（確認調査）も実施しています。

平成23年度は、立入検査を30件、任意調査を5件、協力調査を20件及び確認調査を1件実施しました。（表6-6）

また、農政局地域センター等と連携して食品表示関係の立入検査を23件（26事業所）、任意調査を147件（151事業所）実施しました。

表6-6 立入検査等実施件数

区 分	立入検査等合計		食品表示関係		JASマーク関係	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	30	38	17	18	13	20
任意調査	5	13	3	10	2	3
協力調査	20	24	20	24	0	0
確認調査	1	2	1	2	0	0
計	56	77	41	54	15	23

(4) J A S規格の見直し等

J A S規格は、その制定又は更新の日から5年以内に見直しが行われることになっており、消費者、生産者、学識経験者等から構成される農林物資規格調査会（J A S調査会）の議決を経なければなりません。J A S規格の制定又は確認等については、その手続きの透明性を確保する観点から、平成22年7月にJ A S法施行規則が改正され農林水産大臣が「日本農林規格の制定等に関する計画」を作成し、農林水産大臣が要件に該当する法人に規格調査の実施を指示し、また、要件に該当する合議体に制定又は確認等の原案の作成を行わせることとなりました。この改正に基づき平成23年8月に農林水産大臣が作成した「日本農林規格の制定等に関する計画」が公表されF A M I Cでは、この計画に従って、農林水産大臣から規格調査の実施の指示を受けた農林物資について、調査を実施しその報告書を農林水産大臣に提出するとともに、原案作成委員会の事務局として原案作成委員会を設置し、原案を農林水産大臣に提出しました。

ア J A S規格の見直しに係る規格調査

見直し対象品目に関する規格調査の内容は次のとおりです。

- 対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等、J A S規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（利用実態調査）
- 対象品目の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）
- 対象品目と国際規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

平成23年度は、農林水産大臣の指示を受け「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、調査実施法人として、指示を受けた10品目（19規格）について調査を実施し、年度内に報告が求められた8品目（13規格）の規格調査の結果を農林水産大臣に報告しました。（表6-7）

表6-7 J A S規格の見直しに係る規格調査の対象品目数等

		J A S規格 品目数（規格数）		
			飲食料品	林産物
利用実態調査		10品目(19規格)	7(11)	3(8)
	製造業者	10品目(19規格)	7(11)	3(8)
	消費者	6品目(10規格)	6(10)	—
	実需者	9品目(17規格)	7(11)	2(6)
	流通業者	9品目(17規格)	7(11)	2(6)
	その他登録認定機関等	9品目(17規格)	7(11)	2(6)
品質実態調査 【市販品検査件数】		10品目(19規格) 【320件】	7(11) 【222】	3(8) 【98】
国際規格整合性調査		10品目(19規格)	7(11)	3(8)

イ J A S規格等検査・分析手法の妥当性確認

J A S規格の見直しに当たっては、アの調査分析のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改良及び分析値の信頼性を確保するため、分析手法の妥当性確認に係る調査分析を実施しています。この調査分析は、C o d e x、A O A C、I S O等国际的に認知されている分析手法についての文献調査及び関係検査機関等で利用されている新たな分析手法についてのヒアリング調査を行うとともに、試験室間共同試験による妥当性確認試験及び従来の分析手法と新たな分析手法の同等性確認試験を行っています。

また、学識経験者、規格品目に係る検査・分析の専門家等で構成する検討委員会を開催し、分析手法の妥当性確認試験の設計及び試験結果について検討・評価を行っています。

平成23年度は、調査分析及び検討委員会を表6-8のとおり実施しました。

表6-8 調査分析及び検討委員会実施状況

区分		品目数・分析項目数・実施回数
分析手法の調査	文献調査	8品目 29項目
	ヒアリング調査	7品目 12回
測定方法の確認試験	試験室間共同試験による妥当性確認試験	2品目 3項目
	分析手法の同等性確認試験	1品目 1項目
検討委員会	分析手法妥当性検討委員会	2回

ウ J A S規格見直しに係る原案作成

農林水産大臣から指示を受け、F A M I Cを事務局として組織する原案作成機関において9品目(18規格)について原案を検討しました。このうち年度内に報告を求められていた7品目(15規格)について、原案を取りまとめ農林水産大臣に報告しました。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品のリスク管理を実施するためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを、科学的原則に基づいた実態調査により把握しておくことが必要です。このため、農林水産省は、有害化学物質による農林水産物や食品の汚染の実態調査（サーベイランス・モニタリング）を科学的・統一的に行うための「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」を定めています。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせることで人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となります。

FAMICでは、国が行う食品等のリスク管理に必要な不可欠な農産物や飼料中のかび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告しています。

平成23年度は、農産物880点、飼料1,391点、合計2,271点について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告しました。

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査点数

分析対象	分析項目	点数
農産物	かび毒（デオキシニバレノール（DON）及びニバレノール（NIV）、3-アセチルDON及び15-アセチルDON、4-アセチルNIV及びゼアラレノン）	880
飼料	かび毒（フモニシン、ゼアラレノン及びDON）	904
	有害金属（カドミウム、総水銀及び鉛）	462
	ダイオキシン類	25
	計	1,391
合 計		2,271

8 国際関係業務

国際標準化機構（ISO）の国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っています。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供などに対応しています。

(1) ISOの国内審議団体としての活動

ISO/TC34（国際標準化機構／食品専門委員会）、TC89/SC3（木質パネル専門委員会／合板分科委員会）及びTC218（木材専門委員会）では、食品、飼料等、林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われており、これらが国際規格として発行された場合、我が国の農林水産業・食品産業等に大きな影響を与えるものについては、我が国も投票権のあるPメンバーの地位で参加しています。FAMICは国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等の活動を行っています。

平成23年度は、ISO/TC34、SC10（動物用飼料分科委員会）、SC12（官能分析分科委員会）、SC16（分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会）、SC17（食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会）、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として、各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を7回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に7回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めました。

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34	TC34 /SC16	TC34 /SC17	TC89 /SC3	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議（派遣回数）	0	1(1)	3(3)	1(1)	1(1)	1(1)	7回(7名)
国内委員会（開催回数）	1	1	3	1	1	0	7回

注1 国際会議欄の（ ）内は、派遣した役職員数である。（なお、この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。）

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン（Liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO/TC165（木質構造専門委員会）はFAMICで国内審議団体とはなっていないが、TC89/SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ平成23年度は職員を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度等に関する国際調和のために、経済協力開発機構（OECD）等の国際会議に参加するとともに、FAO/WHO合同国際食品規格委員会（Codex委員会）に出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行いました。

なお、平成23年度は、国際会議に2回参加しました。

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議への参加実績

出席会議	開催国	出張期間	出張者
第25回OECD-GLP作業部会	フランス	H23. 4. 4～4. 9	1名
OECD IPMワークショップ及びOECDリスク削減ステアリング会合	ドイツ	H23. 10. 15～10. 22	1名

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格（C o d e x）への対応

W T O ・ T B T 協定（世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定）により、W T O 加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きいものとなります。このため、コーデックスの分析・サンプリング法部会及びアジア地域調整部会において、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させるため、政府出席者に対し技術的な助言を行っています。

また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」及び財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っています。

平成23年度は、コーデックス関連の国内会議に6回出席しました。

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を受け、開発途上国等からの技術支援要請に対応するための専門家として役職員の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れ等を行っています。

平成23年度は、専門家として職員を2回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を7回実施しました。

表8-3 国際協力業務に関する実績

		実 績
専門家の派遣	(派遣回数)	2回 (2名)
外国人受入研修	(実施回数)	7回 (60名／延べ25カ国)

(5) O I E コラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信

F A M I C は O I E の「飼料の安全と分析分野」におけるコラボレーティング・センターに指定されており、平成23年度は飼料の安全・分析等の情報収集や情報発信（ホームページへの掲載7回）の活動を行いました。

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっています。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっています。

平成23年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はありませんでした。

10 依頼検査

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資（食品、林産物）の品質の検査を有料で行っています。

平成23年度は、飼料及び飼料添加物について検査依頼があり、提出された試料12点（21成分点数）の検査を実施しました。

表10 依頼検査の検査試料数

	検査試料	検査試料点数	成分点数
提出試料の検査	飼料及び飼料添加物	12	21

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

各分野の検査等業務に関する知見やノウハウの結集、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入など、統合メリットを最大限活用し、食の安全と消費者の信頼の確保に資するための取組を実施しています。

(1) プロジェクトチームの設置

食の安全と消費者の食に対する信頼を確保する観点から、専門技術的知見を有する職員で構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施しています。

平成23年度は、プロジェクトチームを以下のとおり設置しました。

表11 プロジェクトチーム設置実績

プロジェクトチーム名	取組の内容
福島県原発事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査	周辺地域で生産された飼料等の放射性物質の検査を早急を実施するため、飼料部門と食品部門が連携して、緊急モニタリング調査を行う体制を整備した。
I S O / I E C 1 7 0 2 5 認定取得のための検討	試験の対象は「小麦」、試験項目は「デオキシニバレノール及びニバレノール」とした。また、試験方法は、飼料分析基準の「かび毒の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による一斉分析法」(LC/MS/MS法)を選択することとした。本法は農林水産省の通知法であり、既に妥当性確認がされている。なお、現在、農林水産省のサーベイランスモニタリング計画に基づき、GC/MS法によりかび毒の調査を実施している。そのため、今後もGC/MS法でのかび毒の調査が継続される場合には、日常のマネジメントシステムとの整合性を保つため、試験法をGC/MS法に変更するなど必要な見直しを行う。

(2) 緊急時の対応

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、消費者の利益を保護するため、必要な調査、分析又は検査を実施するよう農林水産大臣から緊急の要請があったときは、FAMICの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしています。

平成23年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はありませんでした。

その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について 飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県と連携しつつ、エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析結果(8件、24点)を都道府県及び農林水産省に報告しました。

12 情報提供業務

食品及び農薬・肥料・飼料等の農業生産資材の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく一元的に提供しています。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼確保に資する観点から、FAMICが行う業務内容・公表事項、食品や農業生産資材に関する情報などを、科学的な視点で分かりやすく解説し、タイムリーに提供しています。

メールマガジンでは、行政機関等の記者発表資料、行事や研修会等の開催案内、その時々のおの食の安全に関わる話題などの情報を掲載し、月3回以上配信しています。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を発行しています。

平成23年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施しました。

表12-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 244回 アクセス回数 671,756回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等の記者発表資料 ・行事や研修会等の開催案内 ・その時々のおの話題 	配信回数 49回 延べ配信数 292,075通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報 ・表示のQ&A ・行政情報 	発行回数 3回 発行部数 17,700部 (毎回 5,900部)

(2) 相談業務

事業者から寄せられる、食品や農業生産資材の表示や品質管理等に関する相談に対応するとともに、行政サービスの一環として消費者からの相談等に対応しています。

平成23年度は、事業者からの相談17,137件、消費者からの相談720件に対応しました。

(3) 講習会・研修会

地方公共団体、事業者等を対象に、食品や生産資材の安全性・品質・表示等に関するテーマで、FAMICが有する専門的知識を活用した講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っています。

平成23年度は、講習会・研修会を計31回開催しました。(表12-2)

また、地方公共団体や事業者等が主催する講習会へ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を135回派遣しました。

表12-2 FAMICが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内容	実施回数	参加人数
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、食品等の検査分析技術等に関する研修	7回	157名
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び検査分析技術並びに品質に関する表示に関する講習	7回	383名
飼料製造管理者資格取得講習会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	88名
飼料抗菌剤GMP研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	225名
飼料有害物質混入防止研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	678名
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	2回	6名
肥料品質改善講習会	肥料生産業者	適正な肥料の生産を促進するための講習会	1回	16名
飼料等安全性検査技術取得研修	地方公共団体職員	行政職員として飼料の分析技術等を取得するための講習	1回	12名
計 31回 (参加人数 1,565名)				

13 調査研究業務

レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の導入、開発・改良、実用化の促進が不可欠です。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や開発・改良のための調査研究に取り組んでいます。

平成23年度は、肥料について10課題、農薬について4課題、飼料等について11課題、食品等について21課題、合計46課題の調査研究を実施しました（表13）。

表13 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概要
肥料	性能規準及び妥当性の確認試験（6課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素全量試験法（硫酸法）（平成23年度終了） ・りん酸試験法（バナドモリブデン酸アンモニウム法）（平成23年度終了） ・可溶性りん酸試験法（バナドモリブデン酸アンモニウム法）（平成23年度終了） ・加里試験法（原子吸光測光法）（平成23年度終了） ・加里試験法（テトラフェニルホウ酸ナトリウム重量法）（平成23年度終了） ・汚泥肥料中のひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム及び鉛試験法（原子吸光測光法及びICP発光分光法）（平成23年度終了）
	肥料の分析法の開発及び改良（2課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・イオンクロマトグラフ法による硫酸アンモニア中の有害成分（硫青酸化物及びスルファミン酸）の分析法（平成23年度終了） ・HPLC法による石灰窒素中のメラミンの分析法（平成23年度終了）
	肥料の有効性及び安全性の確保（2課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積及びカブを用いた作物への吸収（平成24年度継続） ・肥料認証標準物質A、B及びCの長期安定性の確認（平成23年度終了）
農薬	農薬の河川一次生産者に対する環境影響評価手法の高度化の検討	<p>高等水生植物への農薬の影響を評価する試験方法について検討し、ミジンコウキクサおよびサンショウモを用いた試験方法を確立した。検証した範囲ではミジンコウキクサの除草剤感受性は、OECDテストガイドラインで推奨しているウキクサと同等であった。また、サンショウモはOECDテストガイドラインで示されているウキクサの試験手法が適用できることを明らかにした。この2植物を農薬の高等水生植物に対する影響を評価するための試験生物種として用いることが可能となった。</p> <p>（平成24年度継続。日本雑草学会第50回大会において発表）</p>
	土壌に残留した農薬の後作物残留予測技術の開発に関する基礎的検討	<p>農薬の土壌吸着性に関する基礎的な知見を得るために土壌吸着性試験を実施し、農薬の土壌吸着係数を算出した。そして、土壌吸着係数と土壌の理化学特性および農薬の物理化学的性質の関係について把握した。土壌中の陽イオン交換容量が大きくなると土壌吸着係数は高くなり、農薬の水溶解度と土壌pHが高くなると土壌吸着係数は低くなる傾向が見られた。</p> <p>（平成24年度継続）</p>
	農耕地における土壌PEC算定のための土壌中の農薬動態解析手法の開発	<p>土壌中の農薬の予測濃度を算出する予測モデルの開発を進め、予測モデルのプロトタイプを構築した。汎用性を高めるため、農薬に関する入力パラメータは登録申請時に提出される試験成績および公表データから得ることができる範囲とした。公表データを用い経時的に土壌中の農薬濃度の予測値を算出したところ、限定的な範囲であるが、本予測モデルにより土壌中の農薬の消長を予測可能であることが確認された。</p> <p>（平成24年度継続）</p>

	課題名	概要
農 薬	農業生産現場で生産者自らが使える農薬残留判定技術開発	簡易な農薬残留判定技術の開発および改良に資するため、有機溶媒を使用しない水抽出法について検討した。ネオニコチノイド系殺虫剤およびその代謝物を供試化合物とし、ピーマンおよびトマトを供試作物とした。供試化合物は水抽出液に大部分が分配されることが確認できた。本抽出法はネオニコチノイド系殺虫剤およびその代謝物を一斉かつ安定的に抽出できる手法であることが示唆された。 (平成23年度終了)
飼 料 等	飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良(5課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中のかび毒の一斉定量法への分析対象化合物の追加の検討(7成分)(平成23年度終了) ・稲わら中のクロチアニジン等の同時定量法の開発(3成分)(平成23年度終了) ・稲わら中のカルバリル等の同時定量法の開発(9成分)(平成23年度終了) ・脱脂粉乳中のクロラムフェニコールの定量法の開発(1成分)(平成23年度終了) ・飼料中のサルモネラ主要血清型の迅速同定法の開発(7血清型)[共同研究](平成24年度継続)
	愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良(4課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物用飼料(ドライ及びセミドライ製品)中のデオキシニバレノールの定量法の開発(1成分)(平成23年度終了) ・愛玩動物用飼料(ドライ、セミドライ及びウェット製品)中のオクラトキシンAの定量法の開発(1成分)(平成23年度終了) ・愛玩動物用飼料(ウェット製品)中の有機塩素系農薬の同時定量法の開発(16成分)(平成23年度終了) ・愛玩動物用飼料中の含リンアミノ酸系農薬の同時定量法の開発(3成分)(平成23年度終了)
	抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析	我が国の家畜衛生分野における薬剤耐性モニタリング体制(JVARM)に基づき、農林水産省動物医薬品検査所及び都道府県と連携して行う畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査として、家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。[共同研究](平成24年度継続。家畜衛生週報(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、動物衛生課発行)に掲載。)
	飼料等の安全確保	放射能簡易測定法としてNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いてスクリーニングレベルの検討を行った。(平成23年度終了)
食 品 等	元素分析による生シタケの原産国判別法の開発	3元素濃度を変数とした栽培法判別モデルによって、国産原木栽培品、国産及び中国産菌床栽培品の99%が正しく判別され、別の3元素濃度を変数とした産地判別モデルによって、国産菌床栽培品の87%、中国産菌床栽培品の88%が正しく判別された。両判別モデルを利用したマニュアル案を作成した。また、日本食品科学工学会第58回大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
	元素分析によるマツタケの原産国判別法の開発	国産試料と中国産試料の元素濃度を測定し、有意差が認められた11元素を利用し、主成分分析を行った。その結果、国産品、中国産品は群を形成し、線形判別分析等の解析により産地判別は可能と考えられた。(平成24年度継続)
	DNA分析によるマツタケの原産国判別法のマニュアル化	国産品、中国産品、韓国産品及び北朝鮮産品について、森林総合研究所等で開発されたPCR法を用いて分析を実施し、国産品と中国産品の概ね85%が正しく判別され、マツタケのどの部位でも分析が可能であることを確認した。(平成24年度継続)
	原産国判別マニュアルの見直し	ゴボウ、カボチャ及びタマネギについて、現行の元素分析による判別マニュアルの解析及び判定基準の見直しを行った。その結果、カボチャのうち、国産、メキシコ産及びタマネギについては、従来法と比較して擬陽性率を引き下げつつ十分な感度を保つことが可能であることを確認した。また、第5回表示・起源分析技術研究懇談会で口頭発表した。(平成24年度継続)

	課題名	概要
食 品 等	ストロンチウム安定同位体比分析によるゴボウ及びシヨウガ産地判別法への適用〔共同研究〕	ストロンチウム安定同位体比による産地判別法を検討し、ゴボウ、シヨウガともに国産品と中国産品の判別が可能であることを確認した。また、日本食生活学会第43回大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
	安定同位体比分析による豚肉の産地判別法の検討	国産、米国産、カナダ産及びデンマーク産の豚肉について安定同位体比分析で検討したところ酸素安定同位体比を用いた分析において、国産品とカナダ産品が判別できる可能性が示唆された。(平成23年度終了)
	元素分析によるシジミの原産地判別法の開発〔共同研究〕	日本の主要産地とロシア産のシジミを判別する方法を検討した結果、日本の主要産地で98.4%、ロシア産で92.2%が正しく判別され、生育域が汽水域か淡水域かを判別する方法ではそれぞれ100%正しく判別された。マニュアル案と配付用均一試料を作成し、事前運用試験を実施した。また、平成23年度日本水産学会秋季大会で口頭発表した。(平成23年度終了)
	DNA分析によるシジミの原産地判別法の開発〔共同研究〕	国産とロシア産のシジミを判別するために、DNAの塩基配列を解析した結果、制限酵素Mfe IとAcc Iで切断される地域特異的な塩基配列が見つかった。制限酵素が異なる2種類の分析法を開発し、検討を行った結果、制限酵素Mfe Iを用いた方法で国産99.2%が正しく判別された。(平成24年度継続)
	塩基配列決定法による種推定の検討	魚介類10種のミトコンドリアDNAのチトクロムb及びCO Iについて現行マニュアルに基づいて解析できるか確認した。また、きのこ類17種の核DNAの18S rRNA~28S rRNA及びRubisCo領域を解析するためのプライマーを用い、分析可能な条件を確認した。また、豆類5種についてRubisCo領域のプライマーによる分析が可能であることを確認した。以上の結果、魚介類、きのこ類及び豆類の解析法について現行のシーケンスマニュアルに追加可能となった。(平成23年度終了)
	可視・近赤外分光分析法による解凍魚判別法の検討	(独)水産総合研究センターから技術移転を受けた可視・近赤外分光分析法による解凍・非凍結判別法について再現性、測定条件等を確認した。表示監視業務に活用するためにマニュアル案を作成し、それに基づく事前運用試験を行い、「可視-近赤外分光分析によるサンマの凍結履歴判別マニュアル」を制定した。(平成23年度終了)
	脂肪酸分析による養殖魚判別法の検討〔共同研究〕	(独)水産総合研究センターから技術移転を受けたアユ天然・養殖判別法について、表示監視業務に活用するための検討を行い、確認試験を実施した。その結果、粗脂肪の抽出法を改良することにより活用可能であることを確認し、アユ天然・養殖判別マニュアル案を作成した。(平成24年度継続)
	近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討	市販品「乾めん」を棒状試料の状態での近赤外分光法による簡易・迅速測定を検討した結果、市販品「乾めん」のそば粉混合割合を近赤外分光法により推定することが可能であり、簡易・迅速な検査方法のマニュアル案を作成した。(平成23年度終了)
	炭素安定同位体比分析を用いた米酢の原材料判別の検討(事前運用試験)	本判別法について試料の前処理方法の検討を行い試料の欠損を軽減した採取方法を開発し、マニュアル案を作成した。本部、神戸センターの2試験室による事前運用試験を実施し、その結果、マニュアル案が使用可能であることを確認した。(平成23年度終了)
輸入小麦を使用した小麦加工品の判別対象の拡大	うどん類及びパン類について、DNA分析を用いた外国産小麦の使用の有無を判定する基準値の設定を検討し、事前運用試験を実施した。その結果、分析機器間の差等の分析条件により蛍光強度値がばらつくため、一律的な判定基準の設定は適当ではないことが判明し、判定基準の設定から市販品分析まで同一の条件下で実施する手法により、市販品検査に活用した。また、日本食生活学会第43回大会で口頭発表した。(平成24年度継続)	

	課題名	概要
食 品 等	イソマルトース分析による果実飲料の異性化液糖の検出の検討(事前運用試験)(継続)	当初は、本判別法のマニュアル化と事前運用試験を行う予定であったが、対象果実種の選定の結果、現行マニュアルと比較して、増える品目が「洋なし」のみであった等の理由からマニュアルではなく手順書の作成とし、事前運用試験は中止した。(平成23年度終了)
	元素分析及び安定同位体比分析によるはちみつの原産国判別の検討〔共同研究〕	はちみつの原産国判別について元素分析及び安定同位体比分析により検討を行った結果、アカシヤはちみつについて、本年度測定した元素の濃度及び安定同位体比では十分な判別能力で国産と外国産を判別することができなかった。(平成24年度継続)
	安定同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の検討〔共同研究〕	国産、中国産及び台湾産のウナギ加工品の炭素、窒素及び酸素安定同位体比の分析データから、国産と中国産を判別するモデルを構築したところ、国産96%、中国産88%が正しく判別された。また、日本食品科学工学会第58回大会において口頭発表した。(平成24年度継続)
	元素分析及びストロンチウム同位体比分析によるウナギ加工品の産地判別法の開発〔共同研究〕	肉間骨の採取量を増やすように採取方法を改良し、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を検討した結果、元素分析による国産と中国産のウナギ加工品の原料原産地については国産99%、中国産94%が正しく判別されたが元素分析とストロンチウム安定同位体比分析の組み合わせによる判別については判別精度の向上は認められなかった。(平成23年度終了)
	DNA 分析によるコンブ属の種判別法の検討	コンブ各種の塩基配列情報から、断片化されたDNAでも分析可能なプライマーを設計し分析条件の再検討を行った。さらに、プライマーの改変を行い、再検討した分析法を迅速に実施できるようになったが、「こんぶ巻」等の加工度の高い加工品の分析は困難であった。素干しこんぶを対象とした分析法についてはマニュアル案として取りまとめた。(平成24年度継続)
	DNA分析による海苔の原産国判別法のマニュアル化〔共同研究〕	(独)水産総合研究センターから技術移転を受けた判別法について表示監視業務に活用できるよう検討を行い、制限酵素をMsp I からFspB I へ変更した方法で分析を行った結果、国産は100%正しく判別された。(平成24年度継続)
	農作物加工品からの遺伝子組換え体の定性分析技術の検討〔共同研究〕	リアルタイムPCR装置を用いた定性分析法の加工食品への適用性について検討した。その結果、トウモロコシ加工品、ダイズ加工品及びバレイショ加工品等についてリアルタイムPCR装置による定性分析法を適用していくことが可能であることが示唆された。(平成23年度終了)
計 46 課題		

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 050-3797-1826 (ダイヤル)

FAX 048-600-2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>